

文民統制の危機

中日新聞 4 月 24 日「特報」は、自衛隊のイラク派遣「記録改ざん」と 9 条改憲などをテーマに取りあげる。写真左は

「自衛隊のイラク派遣で、隣国クウェートのアリ・アルサレム空軍基地



に到着し、出迎えを受ける搭乗員＝2004 年 1 月」、右は「安倍首相が憲法 9 条に自衛隊を明記する改憲案に強い意欲を示した自民党大会＝今年 3 月」。リードから一防衛省・自衛隊の日報隠蔽問題が再燃する中、イラク派遣の関連文書については改ざんの疑いが浮上してきた。防衛省が 2009 年 7 月、国会に提出したイラク派遣の報告書で、数値の一部が航空自衛隊の部内向け文書と食い違っていたからだ。本紙が過去に報じた自衛隊の別の案件でも、改ざんなどを疑う事例があった。こうした現実には文民統制（シビリアンコントロール）の危機を示している。

情報開示は文民統制の土台ともいえるが、それが崩れかけている。

ジャーナリストの布施裕仁さんは 16 年、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣された自衛隊の日報を情報公開請求した。この際、防衛省は「廃棄した」と応じなかった。しかし、後に電子データがあったとして開示された。一度は「廃棄された」日報が後に出てきたのは、今月 16 日に防衛省が公開したイラク派遣のケースでも同じだ。

布施さんは「防衛省・自衛隊は『派遣ありき』の政府の姿勢を受け、憲法とつじつまが合わない現地情勢を隠してきた。政権の意向を優先し、現実を加工して済ませようとする構造がある」と指摘する。

こうした文民統制の危機が深刻化する中、安倍晋三首相は昨年 5 月、憲法 9 条を維持した上で自衛隊の存在を明記する改憲案を打ち出し、今月 3 月の自民党大会でも強い決意を示した。

首相の意向を受けた自民党の憲法改正推進本部は、戦争放棄を定めた 9 条 1 項と戦力不保持の 2 項を残したうえ、新設の「9 条の 2」に「自衛隊を保持する」という条文を入れる案をまとめた。「9 条の 2」には、自衛隊の行動について「国会の承認その他の統制に服する」という条文を加えるとしている。

この改憲案について、護憲を訴えている伊藤真弁護士は「国会以外の統制でも構わないということ。国会で承認とあっても、事前承認は必要としていない。民主的な統制の発想がうかがえない」と危ぶむ。

そもそも憲法に明記されている組織は国会、内閣などわずか。そこに自衛隊が加わる

ことは「単なる一行政機関とは別の独立性を認め、特別扱いすることを意味する。しかも国民投票で直接選ぶことで、極めて強い民主的正当性が与えられる」と懸念する。

伊藤弁護士は「ただでも市民が軍事情報を把握するのは難しい。自衛隊には政治家も含めて軍事の素人に判断されたくないという意識が強い。そうした下地に改憲が加われば、国会議員が情報を求めても『憲法上の組織なので、独自に責任を果たす』と拒絶しかねない」と語り、文民統制の破綻が決定的になるとみる。

文民統制の機能しなくなった組織が、いかに危険かは歴史が示している。明治大の山田朗教授（日本近現代史）は、「自衛隊にもその反省はあったはずだが、次第に立法府（国会）を尊重しなくなってきている。実力部隊が暴走しない二大条件は情報の公開と文民統制。これが忘れられている中で憲法を変えたら歯止めがなくなってしまう」と話す。

「現時点でも文民統制は利いておらず、米国の意図をくみながら、軍備を増強している。改憲によってお墨付きを得れば、情報のブラックボックス化が進む」

文民統制を欠いた改憲は論外だ。それと同時に、文民統制をどう再構築できるのかという課題が残る。

山田教授は「市民が軍事について発言すること」を求め、布施さんは「そのためにも、自衛隊の活動状況が正確に開示されなくてはならない」と強調する。

(2018年5月3日)